



# 労災ニュース 3号

## ～ 今後の裁判に関する話合いが行われました～

2月5日(木)の第2回口頭弁論を受けて、2月23日(月)に支援する会の会議を開催しました。当日は、田門弁護士や内山さん本人にも参加していただき、今後の裁判に関する話合いを行ないました。

まず、国から出された「反論書」の争点について、田門弁護士から説明していただきました。反論書は約30ページ、添付資料をあわせると500ページほどあり、殆どは内山さんの通訳記録であるとの事です。

反論書では、内山さんは平均一日2時間程度の通訳業務であり、これでは頸肩腕症候群にはならないと言っています。一日平均2時間の通訳、この2時間の通訳は大変であるという事を訴えていく必要があるとの話がありました。

手話通訳は様々な場面があります。例えば初めて通訳に行く内容なのか、継続なのか。また初めて会う人なのか、面識がある人なのか。どのような手話を使う人なのか、指文字は通じるのか。そして内容によって心理的負担も大きく異なり、2時間という時間だけで業務負担を判断することは出来ません。

また、田門弁護士からは、次回の裁判が書記官室で行われることについての説明もありました。書記官室での傍聴は30名程度の部屋ではあるが、今までの法廷では立って通訳をするのは認めないという事に対し、書記官室は席が自由に動かせることを利用して、通訳は対面が必要だという事を訴えていきたい。そのことをきっかけに、傍聴席における聴こえない人の聞く権利を裁判所に対して理解を広めていきたいとの話がありました。

**次回は4月14日(火) 14:00～  
東京地方裁判所 13階書記官室で行われます。**

今回の会議のなかで、裁判の途中経過をきちんと発信していくために、中間報告会を開催する事となりました。たくさんの皆様のご参加をお願いします。

**第1回労災裁判中間報告会(仮称)開催決定！  
5月30日(土)午後 さいたま市周辺(詳細は次回)**

支援する会も、今回の話し合いを終え、再度気持ちを引き締めて頑張っていく所存です。引き続き、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

現在のカンパ額  
376,310円



裁判資金のカンパに、ご協力をお願いします。  
ご連絡は まで。

「内山さん労災裁判を支援する会」  
～登録通訳者の身分保障のために～  
【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内  
電話/FAX 048-653-7324  
【振込先】郵便振替口座 10310-0-39828751  
「内山さん労災裁判を支援する会」